

選挙の原則

○普通選挙

一定の年齢になった全ての国民に選挙権が与えられます。【憲法第 15 条第 3 項】

○平等選挙

人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産または収入によって、選挙権の付与につき差別されません。【憲法第 14 条第 1 項・第 44 条】

○秘密選挙

選挙人の投票の秘密は侵してはなりません。【憲法第 15 条第 4 項】

○自由選挙

選挙人の自由な意思によって投票ができます。【憲法第 21 条第 1 項】

○直接選挙

選挙人が直接投票を行って当選者が決まります。【憲法第 93 条第 2 項】